

諸外国の国家公務員の労働基本権

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
憲法上の労働基本権の位置づけ 【民間労働者】		憲法典上、労働基本権に関する規定はない。	明文の憲法典はない。	団結権についての一般的な保障規定がある。	労働組合についての規定がある。	憲法28条で団結権、交渉権及び争議権について規定。
国家公務員の労働基本権		官民共通の枠組み		[官吏の場合] [非官吏の場合]		
	団結権	認められている。 ただし、軍人、外交官、FBI職員等は禁止。	認められている。 ただし、軍人は禁止。	認められている。	認められている。 ただし、軍人は禁止。	認められている。 ただし、警察官、自衛官等は禁止。
	交渉権	認められている。 ただし、給与等の法定の勤務条件について協約締結権はない。 (注) 郵便庁職員には、協約締結権がある。	認められている。	官吏関係法の改正に当たって、官吏組合の関与を法律上、保障。 なお、協約締結権はない。 (注) 非官吏の交渉結果が一般に反映されている。	認められている。 ただし、協約締結権はない。 (注) 交渉の結果、議定書が作成された場合は、これに従う慣行。	認められている。 ただし、協約締結権はない。 (注) 現業、特定独法及び郵政公社職員には、協約締結権がある。
争議権	禁止されている。 (注) 単純参加を含めて、違反は、刑事罰の対象。	明文の規定はないが、一般に、罷業は違法ではない。 ただし、軍人、警察官等は、明文の規定で禁止。	伝統的職業官吏制度の諸原則から、禁止は自明とされている。	認められている。	認められている。 ただし、警察官、監獄職員、司法官等は禁止。	禁止されている。